

12 寝室・客室

■ 基本的な考え方

障害者等の方々が安全で利用しやすい家具や設備などを整備するよう配慮することが必要です。

■ 適用施設

- 老人福祉センター等
- 宿泊施設で 100 以上の寝室又は客室を備えているもの

■ 整備基準

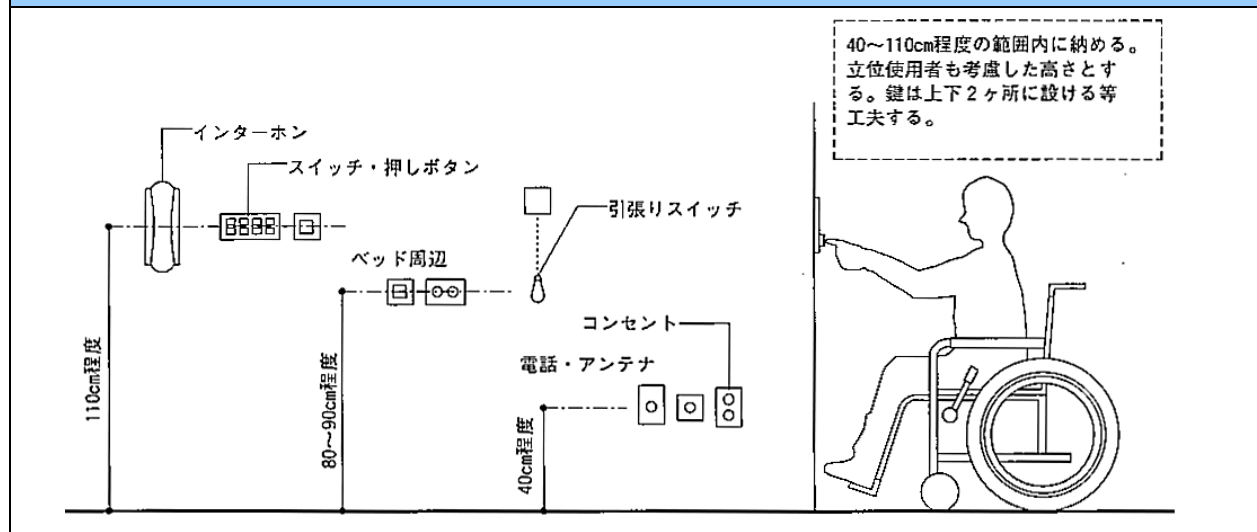
次に掲げる基準に適合する寝室又は客室を設けること。

- 1 寝室又は客室の数 ●寝室及び客室の総数に 1/50 を乗じて得た数(その数に1未満の端数があるときは、その端数を切り上げた数とし、得た数が8を超える場合は8)以上設ける。
- 2 出入口 ●出入口は、「4 内部出入口」の整備基準を満たす構造とする。
- 3 床仕上げ ●床面は、滑りにくい材料で仕上げる。
- 4 便所 ●室内の便所は、「8 共同便所」の「車椅子使用者用便所」の整備基準を満たす構造とする。
- 5 洗面所 ●室内の洗面所は、「9 共同洗面所」の整備基準を満たす構造とする。
- 6 浴室 ●室内の浴室は、「10 共同浴室」の整備基準を満たす構造とする。
- 7 諸設備 ●非常呼出し設備を設ける。
●電話機、コンセント、スイッチ、収納棚その他の設備は、障害者、高齢者等が安全かつ円滑に利用できるものとする。
●光、音その他の方法により視覚障害者及び聴覚障害者に非常警報を知らせる装置を設ける。

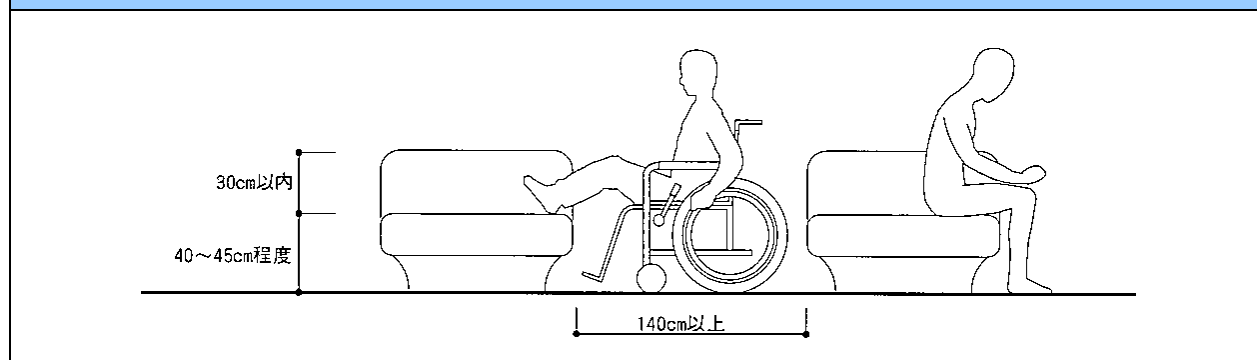
■ 誘導基準

- 1 ベッド ○ベッドは、車椅子の座面の高さ 40cm から 45cm 程度とすることが望ましい。
○ヘッドボードについては、高さは、マットレス上面より 30cm 以内とし、ベッド上で寄り掛かりやすい形状とすることが望ましい。
○ベッドの下に車椅子のフットレストが入るものとすることが望ましい。
- 2 床仕上げ ○毛足の長い絨毯はさけることが望ましい。
- 3 バリエーション ○浴室やベッドでは、障害によって右勝手、左勝手等の選択ができるよう、バリエーションを準備しておくことが望ましい。
- 4 浴室 ○水栓器具は、洗い場から手が届きかつ浴槽に座ったまま操作可能な高さとすることが望ましい。

コンセント、スイッチなどの高さの例



ベッドの高さ



車椅子使用者用客室の例

